

議案第7号

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他

の被害をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(5) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民及び事業者の役割及び協力)

第5条 市民及び事業者（市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのな

いよう十分配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者である犯罪被害者等が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようにするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 給付金の支給その他経済的負担の軽減を図るために必要な支援
- (2) 心理的なケアの実施その他精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るために必要な支援
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援  
(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。